

# 山梨県地域公共交通計画の策定について

令和4年9月13日

山梨県 県民生活部 交通政策課

# 1 背景

## 地域公共交通活性化・再生法の改正（令和2年11月）

①地方公共団体による「地域公共交通計画」の作成が**努力義務化**

②乗合バス等の運行費補助と地域公共交通計画の**連動化**

地域間幹線系統の補助要件として、現在の補助要綱に基づく「地域間幹線系統確保維持計画」ではなく、「地域公共交通計画」において地域間幹線系統を位置付ける必要がある。（令和6年度補助金までは猶予期間）

	現行		法定計画の有無	経過措置期間 (改正法施行後3年程度を想定)		経過措置期間終了後 (令和7年度～)	
	補助計画	交付先		補助計画	交付先	補助計画	交付先
幹線	生活交通確保維持改善計画 (県単位)	乗合バス事業者	県法定計画あり	県法定計画 又は 県生活交通確保維持改善計画	県法定協議会 又は 乗合バス事業者	県法定計画	県法定協議会 又は 乗合バス事業者
			県法定計画なし 市町村法定計画あり	県生活交通確保維持改善計画 又は 市町村法定計画	市町村法定協議会 又は 乗合バス事業者	市町村法定計画	市町村法定協議会 又は 乗合バス事業者
			県・市町村法定計画なし	県生活交通確保維持改善計画	乗合バス事業者		補助対象外

**幹線** 作成主体：都道府県又は市町村

- ・幹線を位置付ける場合、計画の作成主体は以下の3パターンを想定。
  - 幹線沿線の単独市町村が個々に計画作成  
(※当該幹線沿線の全ての市町村で計画作成する必要あり)
  - 幹線沿線の複数市町村が共同して計画作成
  - 都道府県による広域（都道府県全域又はブロックごと）での計画作成
- ・地域の公共交通における幹線の位置づけ等を地域公共交通計画に記載。  
(下記例のように、補助系統毎ではなく概ねの位置づけが示されていればよい。)

<例：鳥取県西部地域（地域公共交通網形成計画）>

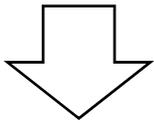
県内の地域公共交通における幹線の位置づけを明示している。

(国土交通省資料)

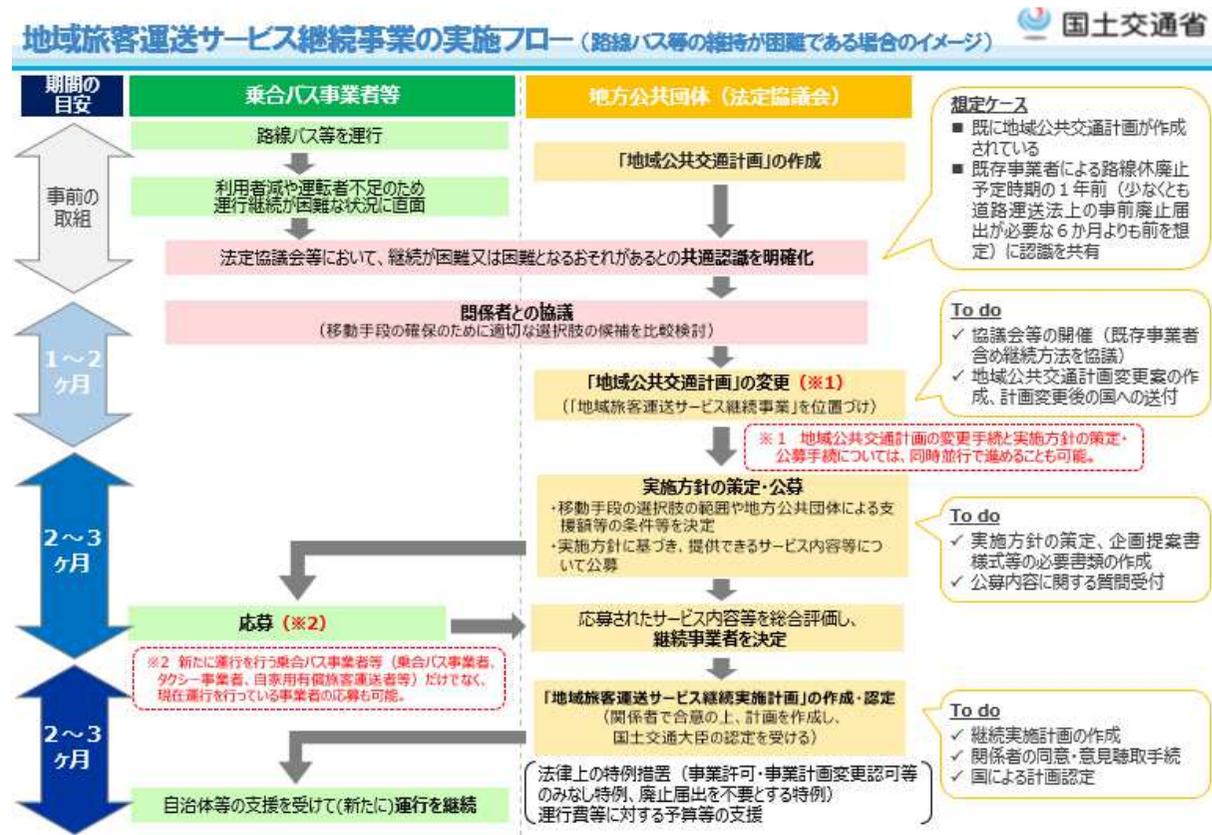
# 1 背景

## ③地域旅客運送サービス継続事業の創設

維持が困難となったバス路線等について、「地域旅客運送サービス継続実施計画」を策定することにより、法律上の特例措置や運行費に対する補助を受けられる。  
ただし、対象となるバス路線を跨ぐ広域的な地域公共交通計画の策定が必要。



県が主体となって、広域的な地域公共交通計画を策定し、広域バス路線について位置づける必要がある



## 2 地域公共交通計画とは

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する「**地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿**」を明らかにする**地域公共交通のマスタープラン**

### ◆計画のポイント

- ①まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保  
観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携
- ②地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保  
公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
- ③地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ  
MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上
- ④住民の協力を含む関係者の連携  
法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議
- ⑤利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化

## 2 地域公共交通計画とは

県は、県内の**市町村と共同して**、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。（法§ 5 ①）

### ◆法定記載事項（法§ 5 ②）

記載事項	概要
①基本的な方針	計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定める。
②計画の区域	当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定する。
③計画の目標	①の基本的な方針に即して目標を設定する。
④事業・実施主体	目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービス水準を定める。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理する。
⑤計画の達成状況の評価	達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てる。
⑥計画期間	原則 5 年程度だが、地域の実情に合わせて設定する。
⑦その他	—

（国土交通省資料から抜粋）

### 3 法定協議会

構成員	委員	役割
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県</li> <li>・県内関係市町村(27)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の作成主体</li> <li>・関係者間の連携・調整</li> <li>・庁内の連携・調整 等</li> </ul>
公共交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係する鉄道事業者</li> <li>・関係するバス事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画作成への積極的な参加</li> <li>・計画において合意された事業の実施</li> </ul>
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲府河川国道事務所</li> <li>・県県土整備部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画作成への積極的な参加</li> <li>・計画推進上、必要となる対策の検討・実施</li> </ul>
公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県警</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画推進上、必要となる対策の検討・実施</li> </ul>
学識経験者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学教授</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議のアドバイス、コーディネート (各種提案、他地域事例の紹介等)</li> </ul>
その他必要と認める者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県バス協会</li> <li>・県タクシー協会</li> <li>・関東運輸局山梨運輸支局</li> <li>・県観光文化部</li> <li>・県リニア未来創造局 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画作成への積極的な参加</li> <li>・公共交通の利用促進などへの積極的な関与</li> </ul>

(役割は国土交通省資料から抜粋)

### 3 法定協議会

#### 山梨県地域公共交通協議会（法定協議会）

協議事項：地域公共交通計画の作成及び実施に関すること  
生活交通の確保・維持・改善に関すること  
その他地域公共交通の確保に関し必要な事項

#### 山梨県地域公共交通協議会分科会（6圏域）

協議事項：各地域における公共交通のあり方に関すること  
地域の公共交通の確保に関すること



# 4 県内の状況

## ① 県内広域バス路線の状況（R3年度末まで）

既存の広域的・幹線的 路線の運行等支援	バス運行対策（赤字バス路線対策）費補助金 ・既存の広域的・幹線的路線の運行や車両購入に対し支援 ・4事業者が運行する県内25路線
広域的・幹線的路線に 準じる路線の運行支援	生活バス路線維持費補助金 ・広域的・幹線的路線に準じる路線（1路線）の運行に対し支援
廃止路線代替バスの 運行等支援	市町村自主運営バス補助金 ・廃止代替バス路線（51路線）の運行や車両購入に対し支援

### ◆ 県補助金額の推移

【単位：千円】

	H30	R1	R2	R3
バス運行対策費 補助金	58,554 (18,400)	61,893 (15,580)	94,685 (12,210)	108,950 (10,860)
生活バス路線維 持費補助金	860	639	447	849
市町村自主運営バス 補助金	39,443 (2,250)	40,258 (1,882)	40,962 (4,500)	41,482 (0)

( ) は車両購入費補助

### ◆ 課題

・軽油価格や人件費の増加、また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、県補助額は増加傾向にある。一方で、減便等により国庫補助要件を満たせなくなる系統があり、**事業者（もしくは市町村）の負担が増えている。**

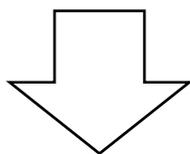
・利用者の減少により事業者の赤字が拡大し、それに対応するため、不採算路線の減便等が行われ、そのことが更なる利用者の減少を招いている。

・地域の公共交通において確保維持が必要な路線の位置づけ・役割を考え、**補助の必要性を明確**にしていく必要がある。

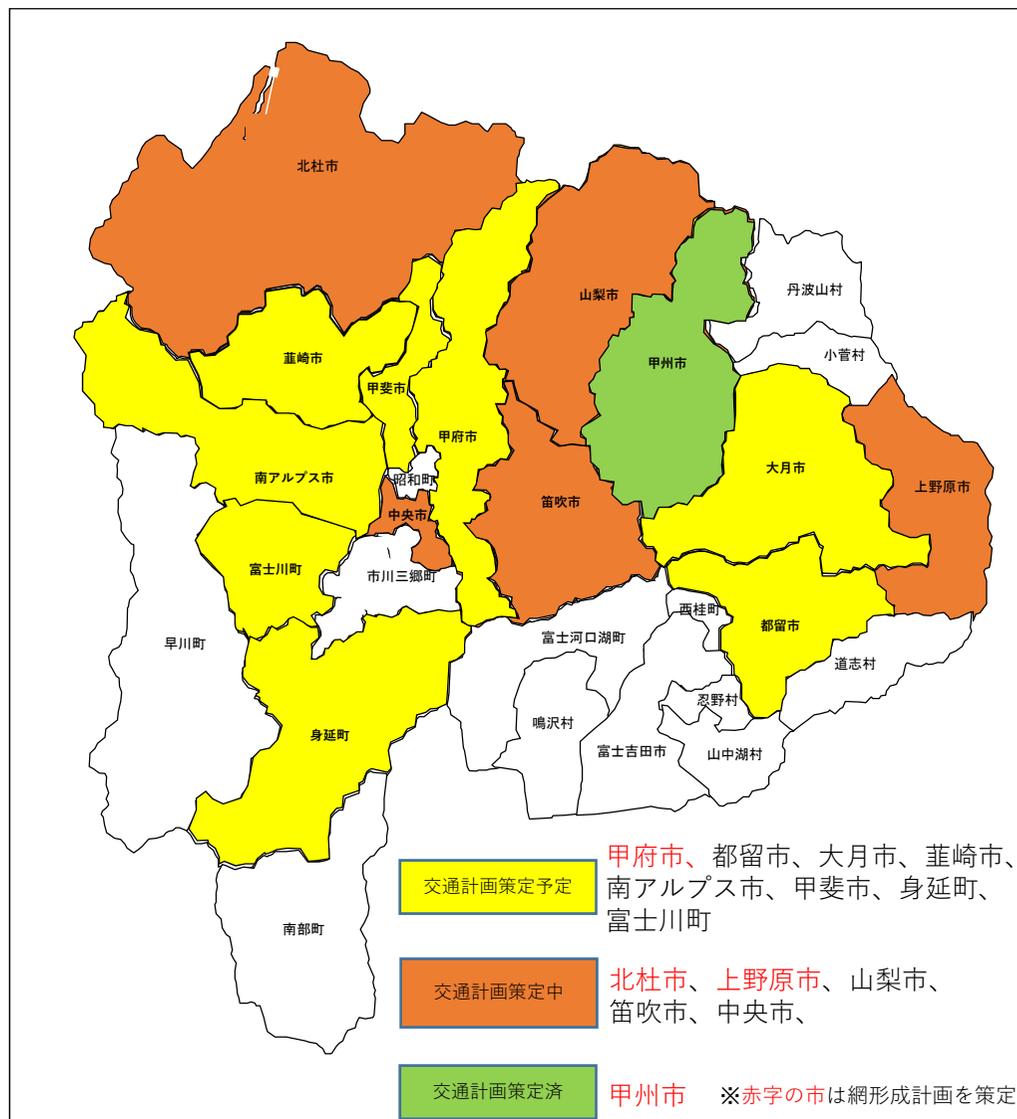
# 4 県内の状況

## ② 県内市町村の地域公共交通計画策定状況

- ・これまでに4市において、単独の地域公共交通計画（網計画含む）が策定されている。
- ・コミュニティバスなど市町村内の移動に関する取組が主であり、広域バス路線については、幹線としての位置付けのみ、もしくは見直しを目指しても実施に至らないケースもある。



**広域バス路線の維持確保**については、県が必要な見直しや取組等を取りまとめる役割を担い、関係する市町村が連携して取り組むことを目指す。



# 5 計画作成に必要な情報の把握・整理

## ① データ収集、調査、整理・検討

### ■ 現状把握・整理

- ・人口、移動特性、観光客の移動状況
- ・公共交通の現状（鉄道、路線バス、コミバス、高速バス、タクシー等）
- ・関連計画（都市計画・観光計画などの状況） 等

### ■ アンケート調査（利用実態とニーズ調査）

- ・県民アンケート調査
- ・事業者へのヒアリング
- ・市町村意向等の把握  
（地域住民の移動実態に応じた交通拠点の設定、交通・移動圏の考え方の整理）

### ■ 県全体の幹線公共交通ネットワークの整理

- ・地域間幹線系統の位置づけの整理
- ・必要性や有効性、他の移動手段の検討、定量的な目標の設定
- ・幹線バス路線の具体的検討 等

### ■ コミュニティ交通の充実に向けたロードマップの整理

- ・バス路線を廃止し、コミュニティ交通への転換を検討する基準の設定
- ・他自治体や国の動向等の情報収集  
（多様な手段によるコミュニティ交通の運行事例、法整備の動向 等）

# 5 計画作成に必要な情報の把握・整理

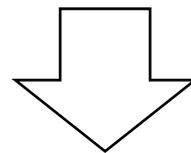
## ② 既存計画との一体性

### 山梨県バス交通 ネットワーク計画

- 計画策定 H29年3月策定
- 計画期間 H29年～R1年（3カ年）
- 概要
  - ・「参考資料」山梨県バス交通ネットワーク計画の概要を参照

#### ■ 課題

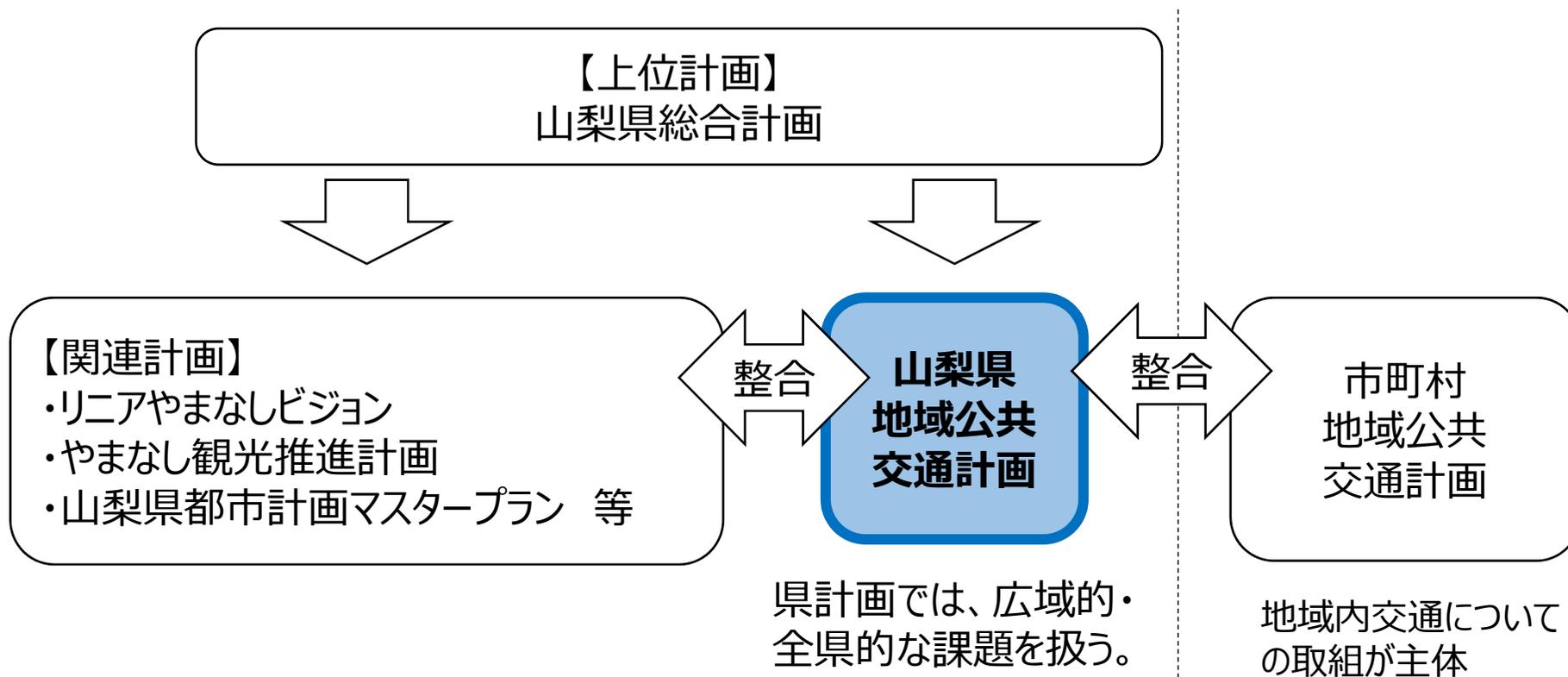
- ・「バス交通再生ネットワーク」計画は、作成年度が古いため、他計画との一体性や課題整理と現状が乖離している
- ・「地域公共交通計画」には、地域の多様な輸送手段を総動員した移動手段の確保をはじめ、国の補助が必要な路線については計画に位置づけることが必要となっているが、補助の必要性や有効性、定量的な目標及び評価方法が設定されていない



- ・「地域公共交通計画」を単体で作成するのではなく、既存計画の考え方を踏襲しつつ、法定記載事項など（P5）を加えることにより、計画策定の効率化を図るとともに、実効性の高い法定計画の策定を目指す

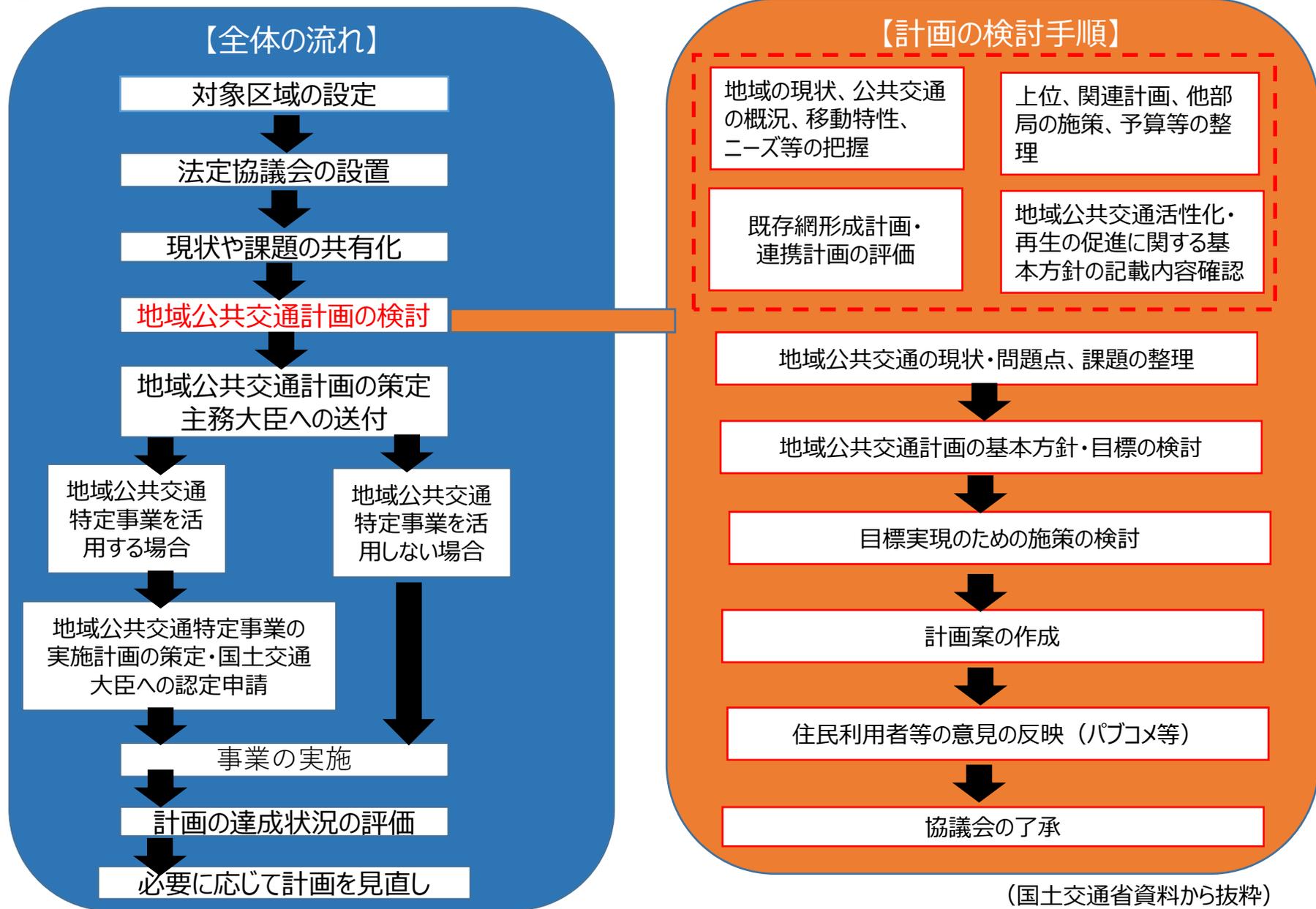
## 6 県計画の概要

- ① 計画の名称 **山梨県地域公共交通計画**
- ② 計画の区域 **山梨県全域とする。**
- ③ 計画の期間 **令和6年度～10年度（5年間）**
- ④ 計画の位置づけ



# 7 今後の進め方

## ① 計画策定の流れ



# 7 今後の進め方

## ② スケジュール

作業項目	R3		R4											R5														
	秋	冬	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
仮説設定と調査事項検討	■																											
予算要求	■	■																										
法定協議会の立ち上げ			■	■																								
コンサルへ業務発注				■	■	■																						
現状整理・上位関連計画の整理						■	■																					
アンケート調査							■	■	■	■																		
問題点・課題の検討							■	■	■	■																		
報告書の作成、検討											■	■	■															
報告書の審議												■	■															
目標の実現のための施策の検討												■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					
計画書の検討・作成															■	■	■	■	■	■	■	■	■					
住民利用者等の意見の反映 (パブコメ等)																							■	■				
計画の決定・国への送付																								■	■			
法定協議会の開催			①						②					③				④				⑤				⑥		
分科会の開催			← 必要に応じて、随時開催 →																									
R5年度予算要求											■	■	■	■														
計画実施																												

